

(仮称) 江東区個人情報保護法施行条例等の概要について

1 個人情報保護法の改正の概要

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに基づき「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)も改正された。

これまでの個人情報保護に関する法制度としては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律と、各地方公共団体が制定した個人情報保護条例がある。これらの制度間では個人情報の定義やデータ流通に関する規定や運用の方法が異なることから、今後のデータ利活用の支障となりうる不均衡、不整合を是正する必要があるため、3つの法律を1つの法律に統合するとともに、令和5年4月1日からは、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国的な共通ルールが適用され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。

2 条例制定の理由

本区も個人情報保護法が直接適用されることとなるため、現行の江東区個人情報保護条例を廃止し、次の理由により2つの条例を制定する。

(1) 江東区個人情報保護法施行条例

改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとしている事項(開示請求に係る手数料等)について規定する必要があるため。

(2) 江東区個人情報保護審議会条例

開示請求等に対する審査請求の諮問機関として、江東区個人情報保護審議会の設置等について規定する必要があるため(現在は「江東区個人情報保護条例」の中で規定)。

また、改正後の個人情報保護法との整合性を図るため、江東区情報公開条例の一部改正も検討中。

3 条例案の概要

- (1) 江東区個人情報保護法施行条例
 - ・ 制定の趣旨について
 - ・ 用語の定義について
 - ・ 開示請求に係る手数料（費用負担）について
 - ・ 開示請求の手續及び期限について
 - ・ 訂正請求及び利用停止請求の手續について
 - ・ 江東区個人情報保護審議会への諮問について
 - ・ 規則への委任について
- (2) 江東区個人情報保護審議会条例
 - ・ 制定の趣旨について
 - ・ 審議会の設置及び組織について
 - ・ 審議会の調査審議の手續について
 - ・ 審議会の雑則について
 - ・ 規則への委任について

4 施行日

令和5年第1回定例会において提案し、同年4月1日施行

5 意見募集の実施（いずれも現時点での予定）

- (1) 実施期間 令和4年8月21日（日）～9月20日（火）
- (2) 周知方法 区報【令和4年8月21日号（通常号）】、区ホームページ
- (3) 条例案の概要閲覧場所
広報広聴課窓口、こうとう情報ステーション、区ホームページ
- (4) 意見の提出方法
郵送、ファックス、区ホームページ、広報広聴課窓口
- (5) 提出された意見の取扱い
条例制定の参考とし、意見に対する個別回答は行わないが、後日ホームページにて、提出された意見と、それについての区の考え方を公開予定